平成 29 年度 南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」
募集要項

１．目的

南風原町の活性化を図るために、本町の地域資源等を活用した優良な商品を、南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品」として認定し、南風原町の産品を広く多くの方に知ってもらい、愛用していただくと共に、南風原町の産業振興や知名度・イメージの向上を図ることを目的とします。

２．南風原町地域ブランド認定商品「はえばる良品 2017」概要

① 応募資格

（１）南風原町で、2 年以上事業活動を行っている実績があること。
（２）納税地が南風原町であること。
（３）南風原町で企画販売及び、生産、製造を行っている事業所。
（４）その他、南風原町商工会が認める事業者、団体。
※本事業の趣旨を理解し、これまでの事業活動等において本町への社会貢献度が認められる者。

② 認定対象

事業者を認定するのではなく、はえばる良品 2017（以下、「認定商品」）は、事業者＋商品名（〇〇会社の△△）という形で、「食品部門」及び「モノづくり部門」の商品を認定します。

認定対象は、下記の通りです。
（１）南風原町内の事業者が自ら企画・販売をする商品である。
（２）2017 年 10 月 10 日時点で購入が可能であること。
（３）継続的な販売を想定している商品であること。

③ 認定期間

認定期間は、原則 3 年間とします。（更新可）ただし、下記のいずれかに該当する場合は委員会が認定を取り消すことがあります
（１）生産または販売を 1 年以上中止、あるいは廃止した場合
（２）認定事業者が当該商品に関連する法規に違反した場合
（３）認定事業者が公序良俗に反した場合
（４）その他、委員会で認定が適当でないと判断した場合

④ 認定商品の特典

（１）南風原町商工会、本町が行う特産品等のプロモーション活動（商工会広報誌、町広報誌、ホームページへの掲載、広告物等による PR など）での優先的な支援を受けられる。

（２）「ありんくりん市」や県内イベント等への出展サポート（出展料免除など）

（３）南風原町ふるさと納税 返礼品への推薦

⑤ 認証事業スケジュール

【募集】2017 年 10 月 10 日（火）～11 月 10 日（金）

【審査会】2017 年 12 月吉日

【発表】2018 年 2 月 10 日（土） 第 9 回 南風原物産展にて（予定）

最終結果は、事務局より速やかにご連絡致します。

⑥ 応募方法

別紙のはえばる良品認定申請書をはえばる良品公式ホームページよりダウンロード頂き、所定の必要事項を記入し、2017 年 11 月 10 日までに下記応募先に持参、郵送、ファックスでご応募下さい。

【応募用紙】はえばる良品公式ホームページ：http://www.haebaru-ryohin.com/

【応募先・連絡先】「南風原町地域ブランド推進委員会」事務局

〒901-1112 沖縄県島尻郡南風原町字本部 158

南風原町商工会内（担当：大城、金城（昌））

電話：098-889-6121　　FAX：098-889-4313

⑦ 応募に関する留意事項

（１）1 事業者あたり 1 商品の応募に限ります。

（２）応募に際して、応募者は応募商品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置を自ら講じるものとします。

（３）応募用紙は返却いたしません。

（４）ご提出いただいた応募用紙の管理及び活用については、全て委員会事務局にて一任するものとします。委員会事務局は、各用紙に記載した個人情報について、本事業の目的以外には使用いたしません。また、情報の管理については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき厳重に行います。